別表第一七部の注２(k)中「ランプその他の」を削る。

別表第八七類に号注として次のように加える。

号注

1　第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。

(a)　フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）

(b)　フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）

ただし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

別表第八七・〇一項中

八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	無税

を

八七〇一・二一	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	
	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	無税
八七〇一・二二	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇一・二三	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇一・二四	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	無税
八七〇一・二九	その他のもの	無税

に改める。

別表第八七〇二・三〇号中「（往復動機関に限る。）」を削る。

別表第八七・〇三項中「（往復動機関に限る。）」を削り、「ディーゼルエンジン及び」を「ディーゼルエンジン又は」に改める。

別表第八七・〇四項中「及び」を「又は」に、「を搭載した」を「のみを搭載した」に、

八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの	無税

を

八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの	
	その式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載した車	無税
八七〇四・四一	その式又は圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載した車	無税
八七〇四・四二	その式火花点火内燃機関及び電動機を搭載した車	無税
八七〇四・四三	両総重量が二〇トンを超えるもの	無税
八七〇四・五一	両総重量が二〇トン以下のもの	無税
八七〇四・五二	両総重量が五トンを超えるもの	無税
八七〇四・六〇	両総重量が五トン以下のもの	無税

に改める。

別表第八七〇八・二二号の次に次の一号を加える。

八七〇八・二三	この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓	無税

別表第八七一一・一〇号から第八七一一・五〇号までの規定中「（往復動機関に限る。）」を削る。

別表第八八類に注として次のように加える。

注

1　この類において、「無人航空機」とは、第八八・〇一項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第九五・〇三項参照）。

別表第八八類の号注に次のように加える。

2　第八八〇六・二一号から第八八〇六・二四号まで及び第八八〇六・九一号から第八八〇六・九四号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。

別表第八八・〇二項中「及び飛行機」の下に「。第八八・〇六項の無人航空機を除く。」を加える。

別表第八八・〇三項を削り、同表第八八類に次の二項を加える。

八八・〇六	無人航空機	
八八〇六・一〇	旅客の輸送用に設計したもの	無税
	その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）	無税
八八〇六・二一	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・二二	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二三	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二九	その他のもの	無税
	その他のもの	無税